知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１月20日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第１号

知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（電子情報処理組織による申請等） 第３条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項の規定による申請等を行う者は、知事が別に定めるものを除き、知事から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、知事が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信するものとする。 （１）　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する電子証明書 （２）・（３）　［略］ ５～８　［略］	（電子情報処理組織による申請等） 第３条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項の規定による申請等を行う者は、知事が別に定めるものを除き、知事から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、知事が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信するものとする。 （１）　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書 （２）・（３）　［略］ ５～８　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。